



みくには
ハートに愛

今年も梅雨に入りました。今年の夏も暑くなるとの予報が出ているようです。今から、熱中症対策や体調管理には、充分にお気をつけてお過ごしください。

2022年6月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目 12 番 20 号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



～社有車のある事業所のみなさま～ アルコールチェック『義務化』への 対応できていますか？

◆改正の概要

令和4年の道路交通法改正では、一定の事業所に対して、業務で車を使用する際のアルコールチェックが義務化されます。対象は、「安全運転管理者」が設定されている事業所です。

※「安全運転管理者」とは？

下記の①・②に該当する台数を保有する使用者は、自動車の安全な運転に必要な業務を行うものとして、安全運転管理者の選任を行わなければなりません。

- ① 乗員定員が11人以上の自動車1台以上
- ② その他の自家用自動車5台以上

◆改正の内容

○2022年4月より

- ① 運転しようとする者に対し、酒気帯びの有無を目視等で確認すること。
- ② 運転後に、運転者の酒気帯びの有無を目視等で確認すること。
- ③ 運転者名、酒気帯びの有無、確認日時、確認方法、確認者名、使用した車の自動車登録番号などを、記録として1年間保存すること。

○2022年10月より

- ① アルコール検知器を常に使用できるようにしておくこと。
- ② 運転しようとする者に対し、酒気帯びの有無を目視とアルコール検知器で確認すること。
- ③ 運転後に、運転者の酒気帯びの有無を目視とアルコール検知器で確認すること。

◆対象となる事業所が準備すべきこと

- ① 安全運転管理者を選任し、管轄する警察署に届け出る。
- ② 事業所で使用するアルコール検知器を準備する。
- ③ 対面でアルコールチェックが出来ない運転手の確認方法を検討する。
- ④ 記録の為のフォーマットを準備する。

◆アルコールチェックを怠った場合の罰則はありませんが、実際に酒気帯び運転をしてしまった場合の罰則はあります。事業所内でチェックを徹底し、従業員の方が安全に運転する環境を整えましょう。

【警察庁 HP】

[安全運転管理者の業務の拡充 | 警察庁 Web サイト \(npa.go.jp\)](https://www.npa.go.jp/)

6月の税務と労務の手続 提出期限

1日

- 労働保険の年度更新手続の開始
<7月11日まで> [労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付
<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]